

令和6年

文教委員会会議録

とき 令和6年7月29日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年7月29日（月） 午後1時00分～午後2時27分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 こんの孝子 副委員長 山本やすゆき
委員 西村直子 委員 あくつ広王
委員 せらく真央 委員 高橋しんじ
委員 田中たけし

出席説明員 伊崎 教 育 長 米田 教 育 次 長
船木 庶 務 課 長 荒木 学 校 施 設 担 当 課 長
柏木 学 務 課 長 中谷 指 導 課 長
丸谷教育総合支援センター長 佐藤（憲）子ども未来部長
藤村 子ども育成課長 飛田 子 育 て 応 援 課 長
中島 保 育 施 設 運 営 課 長 佐藤（裕）保育事業担当課長

○午後1時00分開会

○こんの委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察について、およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

今日は傍聴者から写真撮影の申請が出ておりますので、議題に入る前にこれを皆様にお諮りしたいと思います。

これまで、議題に入る前に自席からの撮影を許可したという事例がございます。今回はどのようにされるか、ご意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○西村委員

結構です。

○こんの委員長

例年どおり。

○西村委員

例年どおり。

○あくつ委員

今までの慣例のとおり、冒頭のみでお願いします。

○山本副委員長

今までどおりで異論ありません。

○せらく委員

これまでどおりで構いません。

○高橋（し）委員

従来どおりでお願いします。

○田中委員

全面的にオープンでいいと思います。

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、例年どおりでというご意見が多かったようでございますので、例年どおり、議題に入る前に自席から写していただくといったところで許可したいと思います。

どうぞ、傍聴者の方、それでは撮影をお願いします。

[写真撮影]

○こんの委員長

それでは、写真撮影について、終了いたします。

1 報告事項

(1) 令和6年度第1回家庭教育講演会について

○こんの委員長

それでは、予定表の1、報告事項を聴取いたします。

(1) 令和6年度第1回家庭教育講演会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○船木庶務課長

それでは私から、令和6年度第1回家庭教育講演会についてご説明いたします。庶務課資料をお願いします。

教育委員会では毎年、家庭の教育力向上を目的とした講演会を開催しております。令和6年度第1回目は、「子どものデジタルとの付き合い方～依存の予防とウェルビーイングを目指して～」と題しまして、講師に、臨床心理士、公認心理師であり、大学病院や福祉施設にて心理臨床をご経験された後、現在はネット・ゲーム依存症専門の予防回復支援サービス事業を行う、MIRA-iを設立され、所長としてカウンセリングや予防啓発などにご活躍されている森山沙耶さんをお招きいたしました。

講演会につきましては、オンライン形式において7月19日金曜日より、既に区の公式ユーチューブチャンネル「しながわネットTV」において配信を開始しております。全体の講演内容は約1時間、配信期間は8月2日金曜日午後5時までとし、資料にURLとQRコードを掲載し、アクセスできるようにしてございます。なお、視聴に際しましては、事前のお申込みや予約などの必要はございません。既に学校関係者、PTAなどを通じ、児童・生徒の保護者の皆様にご案内をしております。

各委員の皆様におかれましては、区の事業に様々な形でご協力をいただいておりますので、本委員会においてご報告を差し上げるものでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

よろしいでしょうか。

○田中委員

すみません、区議会の常任委員会と、教育委員会をはじめ、理事者の各部署との関係性をまだ理解していないところがあるのですが、今回の講演も、既に配信が7月19日から行われている中で、今日、7月29日、大分経過した後の報告ということなのですが、委員会としては、そういうことをやっているということ、いずれかのタイミングでもいいから受ければいいのかということなのですが、もしできるならば、7月の1日とか2日に委員会があったので、配信前に、こういうことがありますということを事前にお知らせしていただいて、我々側からも、関心のある方に向けて告知をすることも可能だったのかなと思うのです。

どちらかという、そちらを期待してくださっているのではないかと思いつつ、ただ、既に配信スタート後で、8月2日までですから、もうあと数日で終わってしまうようなタイミングで報告があるというのが、タイミングだけで言うと、常任委員会にあまり期待をされていないのか、どうなのか。今回、7月の1日はいろいろ議案があったと思うので、2日に報告があってもよかったのではないかとと思うのですが、それは間に合わなかったということなのでしょう。

○船木庶務課長

ただいまの委員のご指摘のように、もちろん事前に常任委員会にご報告を差し上げて、これからこういう事業を実施してまいりますという形でご案内できるのが一番よろしいかと思っておりますが、今回に関しましては、7月の1日・2日の常任委員会では、まだ講演内容の最終調整であるとか、講師の方

と調整をしております、本日のような形でお示するのが難しかったということと、今回は対象が、各学校の児童・生徒の保護者をターゲットにしておりますので、そこには各学校を通じて、しっかりとカバーできるようにチラシを個別にも配付しております。配信のさなかではございますけれども、先ほどもご説明申し上げましたように、各区の事業にいろいろとご協力いただいておりますので、本日も報告をさせていただいたところでございます。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○山本副委員長

この配信期間なのですけれども、8月2日までと限られているのですが、可能であれば、長い期間閲覧可能になっていると、その後、保護者の方々が気になったタイミングで見られるというところもあるかなと思ったのですけれども、そちらは何か制約みたいなものがあるのでしょうか。

○船木庶務課長

数年前までは対面形式でやっていたというところを、コロナ禍のこともありまして、動画に切り替えたという経緯もございますけれども、一つは、確かにずっと配信期間が長ければ長いほどというものもあるのですが、一定期間で区切ることで、集中的にご視聴いただけると考えています。

過去にも同様の程度の、1か月、2か月以上の配信というよりも、ある程度期間を区切って配信をしているということでご案内する中で、皆さんに関心を持っていただくという狙いもございますが、ただ、その辺のところは今度、お声もいろいろ聴きながら、もう少し配信期間が長いほうがいいのか、そういうところは状況に応じて検討していきたいと思っておりますが、これまでずっとこの期間で、特に配信期間がもっと長ければよかったのとか、そういうことは直接には届いておりませんので、今後そういった視点も組み入れて考えてまいりたいと思います。

○山本副委員長

より広く、多くの人に視聴してもらおうという意味で、またそういうことをご検討いただければと思います。ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○あくつ委員

この内容については、特に何もないのですけれども、こういう家庭教育講演会で講師に選定される方は、誰が選定をされるのか。この方について特に何か問題があるというわけではないのですが、所管が違うところで、以前、この方をなぜ選んだのかというところでお問合せをさせていただいたことがあって、後ほど、様々な観点から課題が出てきたということがありました。

そういう講演会について、講師を誰が選定しているのか、品川区役所もしくは教育委員会として、最終的な様々な観点から、チェックという言い方は少し違うのかもしれませんが、本当にふさわしい方なのかどうかというのを選ぶ際には、今、どのような議論があるのか教えてください。

○船木庶務課長

講師の選任に至るまでのプロセスというか、方法でございますけれども、一つは、まずは過去にいろいろと題材に取り上げたテーマの履歴を見まして、今年度はどういったテーマがいいのかということを決めます。PTAをはじめいろいろ地域の方からのご意見とか、今であればデジタル化とか、こういう使い方がいいのではないかと声をいただきますので、そういったものを取り入れていこうかという

ことでテーマを決めた上で、さて、それではどういった講師が適任なのかというところにつきましては、そういった資格をお持ちの方とか、専門のご経験がある方、また、他の自治体でも講演のご実績がある方などを含めて、講師の選任をしてみたいです。

今回につきましては、二、三人いる中のこの方というよりも、まさにこの方が適任ではないかということだったのですけれども、第一義的には、所管の課長において、この方ではいかがかというところに関して、いいのではないかという判断をいたします。その上で、教育委員会の中で最終的な提案というか、決定を取った上で、決めていくということでございますので、そういった意味では、所管の事業でございますので、最終的には課長ではないかと考えております。

○あくつ委員

分かりました。区長部局では、もしそういった場合に何か問題・課題が発生した場合に、最終的に責任を取られるのは区長であると思います。この方は全く問題ないと私は現時点では思いますけれども、チェック機能を強化したというお話も最近伺っているのですけれども、チェックと言ってしまいましたが、教育委員会に関しては、何かあった場合には教育長が責任を取られるということでよろしかったでしょうか。

○船木庶務課長

そういうことのないように、事前に動画を全て視聴した上で、配信をしているところでございますけれども、最終的な責任の所在については、教育長以下、教育委員会事務局として動いておりますので、教育委員会においては教育長ということで、ご認識いただければと思います。

○あくつ委員

ありがとうございました。こんな言い方をしましたが、先ほど事例に挙げた方も、他自治体で講師等の実績があったということが選定基準の一つではあったのですけれども、相対的に見て、誰から見ても、課題があったということが後ほど分かったということがありましたので、そういう聞き方をさせていただきました。

いずれにせよ、慎重な講師選定をやっていると思いますけれども、引き続きよろしく願いします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 学校選択制の運用等について

(3) 通学区域の一部改正について

○こんの委員長

次に、(2) 学校選択制の運用等について、および(3) 通学区域の一部改正についての2件を、関連するものとして一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは私からは、学校選択制の運用等についてと、通学区域の一部改正についてご説明をさせていただきます。

まずは、学校選択制の運用等について説明をさせていただきます。内容といたしましては、令和7年

度入学予定者に実施いたします学校選択制において、城南小学校を除外校とするものになります。この措置ですが、令和5年度、令和6年度に引き続きのものとなります。

資料のほうで、1、区全体の就学人口の動向についてでございます。区全体の就学人口について、小学校、義務教育学校前期課程は、令和19年度まで増加すると予測をされてございます。

次に、2、城南小学校の施設の現状と課題です。(1)の表は、城南小学校の全児童数と学級数および新1年生の推計となっております。なお、令和8年度の通学区域の一部変更後、通学区域の一部変更についてはこの後ご説明をいたしますが、それ以降も、毎年度100名以上の新1年生が、いるという状況になってございます。

(2)および(3)に記載しておりますが、城南小学校の普通教室は、28学級が限界となっております。また、敷地や児童の安全確保の点から、増築は困難な状況でございます。

そのため、3、対応策に記載のとおり、令和6年度に引き続きまして、令和7年度入学予定者についても、学校選択除外校に設定するものでございます。

なお、学校案内等で保護者に除外校について周知をしておりますが、この後報告いたします通学区域の変更についても併せて周知をしております。

学校選択制の運用等については、以上となります。

続きまして、通学区域の一部改正について説明をさせていただきます。7月2日の文教委員会で報告いたしました通学区域の一部改正について、7月9日の教育委員会で決定いたしましたので、本日はその内容について報告をいたします。

1、目的についてでございますが、こちらは記載のとおりでございます。

2、改正内容でございます。城南小学校の通学区域は、特に就学人口の増加が著しく、また、今後も増加が見込まれることから、現通学区域のままでは、全ての児童を受け入れることは困難な状況でございます。そのため、東品川4丁目の一部、こちらは資料の3、変更となる地域にも記載がございますが、東品川4丁目11番から13番について、城南小学校から城南第二小学校の通学区域に改正をいたします。

4、改正年月日でございますが、令和8年4月1日からいたします。

5、要綱の改正についてです。経過措置を含む学校選択制の制度につきましては、記載の要綱に規定をしておりますので、現在、事務局で改正の手続を行っております。

6、今後のスケジュールでございますが、こちらは記載のとおりでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

前回ご説明をいただいたとおりのお話だと思います。地域の方への、公式な発表というのはこれからだと思いますけれども、うわさがあるという話は前回もさせていただいたとおりののですが、今回の通学区域の一部改正で、城南小学校の学区から除外というか、城南第二小学校の学区に移行となるところのマンションは4つありますということで、前回ご答弁いただいたと思います。

前回の資料はお手元のサイドブックス等に入っていると思うのですがけれども、前回の資料をよくよく見ると、東品川4丁目の11番から13番という、いわゆる南側というか東側の部分、どちらかというところ、城南第二小学校から、離れた地域のところが、今回、城南第二小学校の学区域になるということに対して、これは決まったものですから、今からどうこうということではないのですが、城南第二

小学校にも城南小学校にも近い部分で、現在城南小学校の区域になっている東品川3丁目のマンション等があるにもかかわらず、そちらを城南第二小学校の学区域に移行せずに、離れたところの東品川4丁目の高層マンション群のところを選択したことについて、地域の方から少し不可解だというご意見も出ています。

この点についてはいわゆる人口で考えて、そこをばさっと変えれば、パズルのように組み合わせようまくいくという、そんな単純なことではないと思います。今回、城南小学校の学区域から除外となる東品川4丁目の地域のマンションから1年生が通った場合に、城南第二小学校まで歩いて15分以上かかるのではないかというご意見もあります。

そうした中で、より近い東品川3丁目のところを、繰り返しになるからこれ以上言いませんけれども、なぜそちらを城南第二学区域に組み入れなかったのかということについて、検討されたことがあるのであれば教えていただきたいですし、聞かれた場合に、その辺りはどうしてそうなったのかということのご回答をしたいので、教えていただければと思います。

○柏木学務課長

今回この地域を変更する理由でございますが、幾つか理由がございます、検討したという内容もございますが、まず一つが中学校区、城南小学校は東海中学校区ということで、城南小学校のほか、城南第二小学校、浅間台小学校で小中一貫教育を推進してございます。ですので、その考え方から、中学校の通学区域を変更しないという部分、ですから、まずは中学校区で小中一貫教育を地域として進めてきているというのが一つの理由でございます。

また、城南小学校以外に、隣接している立会ですとか、鮫浜ですとか、あとは八潮ですとか、そこに通学区域を変更した場合、どうなるかというのもシミュレーションいたしましたが、近接のほかの学校につきましては、物理的に受け入れることができないという部分がございます。

それと、こちらの11番から13番とした理由でございますが、通学区域を変更する際に、ある程度効果がある地域を選ばなければいけないという部分もございます。城南小学校の各何丁目とか、地区ごとに、就学人口の推計をしましてその中で、ほかのところでは通学区域を変更しても、あまり影響がないと。城南小学校の物理的なキャパを抑えられる地域というのが、正直、この地域であったというところでございます。

それと、話が前後しますが、同じ中学校区、浅間台小学校にも変更はできないのかという部分を検討いたしましたが、それは現状の物理的なものと、ある意味、通学区域を変更したのに、城南小学校の通学区域を越えていかなければいけない、いわゆる通学区域の飛び地みたいなところをつくらざるを得ないという部分があったので、この地域で城南第二小学校に変更するのが最も適切であるという結論に至ったものになります。

また、当然これを変更するに当たって、学事制度審議会の答申で、通学区域を変更する場合は、こういう3つの点がある場合はやむを得ないということがございましたので、その答申の内容も踏まえて検討した結果が、今回の通学区域の変更となってございます。

○あくつ委員

様々検討の上、いろいろシミュレーションの上、先ほどおっしゃられた事情で、東品川4丁目11番から13番のお子さんに関しては、若干通学の距離と時間がかかるようになってしまうということで、やむを得ない選択であったと。あと、やむを得ないだけではなくて、効果が出るという選択であったということでの説明で、どこかで当然、区切りはつけなければいけないことだと思いますし、無理なこと

は無理だと思いますので、それは分かりました。私からもそのように説明をさせていただければと思います。

○こんの委員長

ほかにございますか。

○柏木学務課長

ご理解いただき、ありがとうございます。少し追加になりますけれども、今回変更する地域につきましては、実際歩く距離で言いますと、城南小学校と城南第二小学校で約100mの違いになってございます。ですので、通学時間といたしましては、お子さんの徒歩で2分ぐらい延びることになると。

また、通学路になるのですが、実際、私も担当と一緒に、朝の時間帯、歩いてみまして、通学路の安全の確保についても確認をしているところでございます。

○あくつ委員

その旨を併せてご説明したいと思います。小学校1年生、それはどの学校に行くに当たっても、最初はやはり慣れないですから、時間もかかるでしょうし、気をつけながら、あと、歩幅も短いでしょうから、それなりの時間はかかるのだと思いますし、今のお話ですと、100mしか変わらないのだということで、教育委員会の方も実査というか、きちんと歩かれて、それで2分ほどの差ということで確認をしてあるということも、併せて説明をしたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

前回到続いての件であります。そういう意味では前回お伺いすればよかったのかもしれないのですが、今回改めてお伺いしたいのは、たしか令和3年頃から、先生が一人一人の子どもさんにしっかりと目を届かせて、より今まで以上の見守りも含め、教育が行えるようにということで、これまで40人学級だったものを段階的に35人学級にするという、そういう流れだと思いますが、ただ一方で、城南小のキャパがどうしてもマックス28学級まで、限界があるという中ですので、たしか特例措置として、文科大臣の了承が得られれば可能という項目があったかと思うのですが、35人学級を一時的に40人のままにするなり、一旦35人にしたものを改めて40人まで増やすというような、この場合はそういう対応というのは可能だったのか、ご検討されて、現実的には、それをさらに上回るような人数を受け入れざるを得ないからということで、結果的には学区域を変更するという形に至ったのか、35人学級を40人学級にという、その部分についての検討があったかどうかの確認をさせていただきます。

○柏木学務課長

委員のおっしゃられたとおり、特例で、40人学級で編制することは可能でございます。理由というのは必要になりますけれども、可能でございます。

ただ、現在城南小学校は、今後も含めてですが、もし40人にしたとしても、正直、28学級では収まらないという状況でございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

私も前回お伺いすればよかったことかもしれないのですが、改めて伺いたいと思っております。今回

このような措置を取っていただいていることは、様々検討していただいていた、致し方がない部分はあるかもしれないのですが、この地域の住民の方には、城南小だと聞いて、マンションを購入して引っ越してこられている方もいますので、住民の方々からこれからいろいろなお意見が上がってくるのが想定されると思うのですけれども、もともと想定されていたマンション計画の想定を超えてきたということは、そもそもの想定が甘かったのではないか、もしそういうことがあったとすれば、どこまで想定できるのかということを考えると、ほかの小学校も逼迫しているという話を伺っていますので、課を超えて、マンション建築に対して、その地域の生徒数の推移ですとか学校運営を鑑みて、より連携をしていく必要というのが品川区中でこれからこのようなことが起こり得る対策を考えていかなければいけないのではないかと改めて思いまして、この地域だけの話ではなくなってきましたけれども、その辺りの区の考えをお伺いできればと思います。

○柏木学務課長

見通しというか、推計が甘かったのではないかというご意見は、結果を見ますと、正直、こういう状況でございますので、そういう言葉は反省しながら受けたいと思います。

今後でございますが、現状でもございますけれども、現在、教育委員会だけではなくて、大型開発等ある場合、また、20戸以上のファミリータイプのマンションが建設される場合は、教育委員会、学務課にも、こういうものが建ちますということで情報が来るようになってございます。

大きな開発になりますと、その上で教育委員会として、その計画について意見を述べるということもできますので、そういう場を通じて、教育委員会からは意見を述べさせていただいているところになります。

○西村委員

今現在もいろいろな小学校の改築をやっていただいていますけれども、どうしても完成までに何年もかかるものですので、当初想定していたものが、数年の間に世の中の流れも潮流も大きく変わってしまうということはあるかもしれないのですけれども、今言っていただいたように、教育委員会としてしっかり意見を言っただけの場で、学校のハード面はどうしても変えられないものも、現実問題、こうしてありますので、マンションの建築の段階から地域と連携しながら、こちらの教育委員会の意見も通せる場で、しっかり議論をこれからもしていただきたいと思います。

あと、あくつ委員もおっしゃっていたのですが、通学路について、私も歩いてみたのですが、旧東海道の車の往来が結構ありますので、この地域のお子さんたちが歩いていく際の見守りの体制は、改めてしっかりとお願いしたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 令和5年度品川区立学校における体罰等の実態把握について

○こんの委員長

次に、(4) 令和5年度品川区立学校における体罰等の実態把握についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中谷指導課長

それでは私から、令和5年度品川区立学校における体罰等の実態把握について説明をさせていただきます。

ます。資料をご覧ください。

まず、本調査の概要でございます。

1、概要の趣旨でございますが、体罰や体罰の疑いのある事例を見逃さず迅速に対応するため、区立学校における実態を的確に把握することを目的としたものでございます。東京都教育委員会が区内全区市町村を対象に、児童・生徒向け相談シートの配付等を依頼して実施しているものでございます。

2の対象でございますが、小学校・義務教育学校前期課程37校、中学校・義務教育学校後期課程15校となります。

3の内容でございますが、体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導および暴言等、またはその疑いのある事案の実態でございます。

4の方法でございますが、東京都教育委員会が設置する第三者相談窓口等へ寄せられた相談内容の集約をいたしました。

5の対象期間でございますが、令和5年4月1日から令和6年3月31日までで、各学校におきまして、令和5年度に2回にわたり配付をしております。

続きまして、2番、体罰等の状況でございます。

(1) 行為者数校種別内訳でございます。

体罰につきましては、小学校・中学校ともに0人ございました。

次に、不適切な指導、行き過ぎた指導に該当いたしますのは、小学校8人、中学校3人で、全ての事案が不適切な指導でございました。

暴言等でございますが、小学校は1人、中学校も1人ございました。

なお、不適切な指導、行き過ぎた指導、暴言等の分類例につきましては、この表の下にございますので、ご覧いただければと存じます。

次に、(2) 行為者数年代別内訳をご覧いただければと存じます。

体罰につきましては、発生していないので、0人。

不適切な指導については11人の内訳が、20代が1人、30代が3人、40代が3人、50代が2人、60代以上が2人でございます。

暴言等につきましては2人の内訳が、20代が0人、30代が0人、40代が2人、50代が0人、60代以上が0人でございます。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。事案例でございます。

不適切な指導につきましては、廊下から出た生徒を教室に戻すために、生徒の髪をつまんだというものでございます。

暴言等につきましては、夏祭りのときにボランティアに参加していた生徒に、「おまえ、早くやれって言ってんだよ」と罵声を大声で浴びせたというものでございます。

続きまして、体罰根絶を図るための取組を記載しているところでございます。

今までも、学校への指導にございますように、通知または校長連絡会などにおきまして学校への指導を行うとともに、学校組織としての意識向上として、教職員でスローガンを考え、体罰根絶宣言ポスターに記入をして、職員室および学校ホームページに掲出するなどの取組を行っております。また、教職員研修の充実、通報システムの活用・周知徹底、体罰根絶のためのDVD「STOP体罰」の活用促進など、こうした取組を含めて取り組んできたところでございます。これからもこれらの取組を継続してまいりたいと思います。

ページの下段に取組事例ということで、学校における具体的な取組事例を紹介させていただいております。

問題防止の観点から、コンプライアンス委員会を組織し、リーダーによる服務事故防止に向けた実践行動の促進をはじめ、毎週末の服務チェックシートによる確認の実施、新聞報道等の内容を活用した研修の実施など、日頃から教員の意識づけを行っているところでございます。発生した事案につきましては、教育委員会からの指導を行い、再発防止に向けた取組の周知を徹底してまいります。

今後も引き続き、体罰の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○西村委員

挙げていただいた件数はありますけれども、ご報告だけでは見えない部分の背景、そういったことにも心を寄せたいと思ったときに、本当に根絶したいという気持ちは私ももちろんありますし、指導取組をしていただきたいと思うのですが、それと同じぐらい、教員がなぜこのような発言に至ったのか、なぜこういう行動をされたのか、何か教員へのフォローだったり、ケアが、指導の取組と同じぐらい必要なのではないと思うのですが、その辺りの取組がありましたら、お聞かせいただければと思います。

○中谷指導課長

こういった件数を報告させていただいているところですが、本来あってはいけないところだということと、前提とした上で、なぜこういったことが起こってしまうのかといったところについて、共通点を見いだしております。教員の職場環境として、大変忙しい中で仕事をしております。特にそういう忙しい時期に起きているということですか、1人の教員がなかなかほかの方に相談ができなかったとか、そういったお一人お一人の事例を研究してまいりますと、そういった環境の要素が挙がってきているところがあります。

逆に申しますと、そういったときこそ、そういった環境をできるだけ取り払っていくということと、行事などが集中してしまったりするときに、いかに声を掛け合って乗り越えていくかといった、組織としての職場づくりということがとても重要になってきていると思っております。こういったところを各学校のトップである校長との共通理解というところで、校長連絡会ですとか、または、こういったことが起きたときに臨時校長会を開きまして、その中で研修という形で事例研究を行わせていただいております。

そういったときに、各所属校で自分自身のマネジメントしている部下である教職員が、果たして1人で仕事をしているという状況になっていないかとか、時期として、どなたがいつ頃に忙しくなってしまうかとか、そういったところを、まずしっかり把握していただく。その上で、適切なタイミングでアドバイスをしていただく、または環境を変えるための手だてを打っていただく。そういったことをお伝えさせていただいているところでございます。

○西村委員

今、課長がおっしゃった中で、ほかの方に相談ができなかったということは、こういった対生徒・児童への取組とともに、先生に、教員の皆さんに対して、その部分で何か取り組めないかというのをぜひお考えいただきたいと思います。

服務チェックシートとかも、そこにつながるようなことかもしれないのですけれども、どちらかというと、指導だったり、教員への指摘だったりするのかもかもしれませんので、同じぐらい、そこから見えて

くる教員の心の声というか背景についても、取組をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中谷指導課長

少し補足になるのですが、ご紹介させていただきました学校の取組の中で、服務事故防止シートというものがございます。このシートの項目例を少しご紹介させていただきますと、ご指摘いただいたような、不適切な指導をしていませんよねという項目だけではなくて、例えば、保護者から寄せられた相談や依頼などを学年や管理職と共有している（1人で抱え込んでいない）、これに対して、はい・いいえで丸をつけるものでしたり、あとは、水曜日は定時帰りができた（100%を目指しています）に対して、はい・いいえですとか、要は、ご自身が夢中になって働き過ぎてしまったりとか、抱え込み過ぎてしまっているところを、セルフチェックで気づくことができるかどうかというような、そういう趣旨のシートも含めて作成させていただいているところですので、こういった取組を定期的に行っていくというところを広めていきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○田中委員

体罰等の状況の表に関して伺いたいのですが、体罰と暴言等というのはそれぞれで数字が出ておりますが、不適切な指導と行き過ぎた指導を合計した数字で表しているというのは、東京都教育委員会側からの指導でこうしているのか。要は、不適切な指導と行き過ぎた指導というのは全く別問題だと思えますし、それに対する対応も当然違ってくると思うのですが、この数字を一緒にしてしまうと、先ほど内訳はお話いただいたのですが、この表を有効に次の対策へつなげられないのではないかという思いがあるのですが、そこはいかがでしょうか。

○中谷指導課長

今お示しさせていただいている表のつくりというところなのですが、こちらに関しては、東京都教育委員会が示している表に基づいた形でつくらせていただいているものでございます。基本的には、東京都教育委員会の方向性に基づいて、こういったものをつくっているという趣旨になっております。

ご指摘いただいたとおり、不適切な指導と行き過ぎた指導に対するアプローチ、その後の対応というところにつきましては、分類されているだけあって、違う種類のものになってきますので、当然のことながら、今回は行き過ぎた指導はありませんでしたけれども、万が一あったときには、それをいかに再発防止していくかという観点での指導をしっかりとやってまいりたいと思っております。

○田中委員

東京都教育委員会の方針に従ってということではありますが、逆に言うと、東京都が一緒にして、これを対応するというのも考えづらいというか、意味が全くないと思えるので、例えば東京都教育委員会のほうに、これは分けたほうがいいのではないかという意見が言えるのかどうかというところ。私はぜひ言っていて、東京都は東京都で、全く内容が違うものなので、対応策も当然変わってくるので、分けて、今後は統計も含めて取るべきだと、ぜひ主張していただきたいと思います。

それで、行き過ぎた指導というのは、極めて熱心であるがゆえに、先生が子どもを思う思いがあまりにも強いがためにやる行為が、当事者、子どもからすると、行き過ぎたと捉えられてしまったりとか、あるいは第三者が見たときに、当の先生は一生懸命やっているのだけれども、そこは少しやり過ぎではないかというような、極めて微妙なケースは相当あると思うのです。

逆にこうやって全てを切ってしまうと、学校の先生ご自身の熱意が冷めてしまうような方向につながってしまっても、私はよくないのではないかと思うのですが、より厳密なというか、形式的な形だけで判断をするべきではないと思うのですが、その辺の、特に行き過ぎた指導に対しての捉え方はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○中谷指導課長

まず、2ついただきましたご質問・ご意見の中の1つ目の、不適切な指導と行き過ぎた指導を分けるべきではないのかといったところについては、そういったご意見を頂戴しているということ、都の教育委員会にも、ご担当者の方にお伝えすることができますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

そして2つ目の、行き過ぎた指導についての考え方というところですが、近年、行き過ぎた指導は、本区では発生していないところではあるのですが、この見極めというところについては、都の教育委員会から示されている具体的な事例というのがございまして、例えば過剰な指導というところで、練習の試合などをしているときに、きちんとできていない生徒に対して、昼食や休憩の指示を与えないまま、約4時間走らせたという事例が、東京都からの事例として載っております。明らかに、こちらに載っているとおり、絶対にしてはいけないものですので、こういったものが本区で起きた場合も、嚴重に、これは駄目ですということをしっかり伝えていきたいと思っております。

ご心配いただいた熱心がゆえにというところですが、教員の熱心さというものも、どのようにそれをお子さんに表現していくかとか、伝えていくかというのは、教員の資質・能力の問題としてとても大事な視点でして、それを、周りから受け入れられない形ですとか、法に違反している形ですとか、そういった形で表現するということは許されないということが前提ですので、そこをしっかりと教員一人一人が理解できるようになるまで指導していくということが大事であると考えております。

○田中委員

ぜひ、先ほどおっしゃっていただいた部分というのは、極めて法律上も全く許される行為ではないので、そこは当然、行き過ぎた指導として、しっかり嚴重に対応していただきたいです。また、教育委員会の皆様が先生の熱意は熱意として、しっかり評価して下さるような対応、現場の先生のそういう行為を理解していただくような視点を持つことも必要だと思いますので、結果、子どもの成長につながるものが、よりよい教育環境を築くことがベストだと思いますので、それに向けたことを前提にした対応を、ぜひお願いしたいと思います。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

3番の体罰の根絶を図るための取組というところに、東京都教育委員会や品川区教育委員会等が整えてきたいろいろな根絶への道筋があって、徐々にというか、だんだんというか、かなり仕組みが整ってきて、根絶に向けて進んでいると思います。

ただ、その一方で、今お話あったように、児童・生徒の前にいる教員の方々も、取組に対する意識とか、そういうものは変えていかなければならないというお話があったようなところですし、それをカバーする対策も必要だということも認識しています。今、指導課長からご説明あったように、ここに書いてある取組の文字の奥にあるところが、今、課長がお話してくれたことだと思うので、そこをどういう形でやっていくかということがすごく大事で、それを努力されているというのは認識しています。

それはそれで置いておいて、今回、服務事故に当たるものは、さっき、行き過ぎた指導はないということなので、なかったと思っていますが、そこはそういう認識でいいか、あったとしたら、東京都のほうに品川区教育委員会として上げたのかというのが一つです。

もしそこまで行かなかったとしたら、研修をやられているのですけれども、もう少し具体的に、そういうことを行った教員に、管理職がどういう指導をしたかということと、品川区教育委員会として、研修を受けてもらうとかということではなく、教育委員会として、校長経由になるのだと思うのですけれども、どういった指導をしたのかということ。あとは、東京都教育委員会に話が行ってしまっていたら、東京都教育委員会はどのような指導を教員にしたのかということをお尋ねします。

○中谷指導課長

まず、ご質問の1つ目の、行き過ぎた指導はあったのですかということですので、本区においてはございませんということをお伝えさせていただければと思っております。先ほどのは一例ということでご紹介したまでです。

それから、研修指導ということですので、先ほどご案内させていただいたのは、例えば校長連絡会ですとか、臨時校長会、こういったものは全校に対して行うものなのですけれども、個別の事案に対しても別にやっております。例えば、これは不適切であるとか、そういったことが出てきたときには、まず事実確認ということをおこなって、大変時間をかけて重要視してやっております。その中で、事細かにその状況を再現できるぐらいあぶり出した上で、どういうところがまずかったのか、もしくは、どういうところで防ぐことができたのかということ、校長をはじめ、当該の教員を含めて、しっかりと理解ができるようにしていくというところがあります。

ただ、それを教育委員会にご報告していただくのですけれども、時にはそれでもなお、事故が起きたことに対する分析がまだ甘いなど思うときもございます。そういった場合は、ご本人も教育委員会にお呼びして、校長が同席の上で、私どもで直接聞き取りをしていくようなこともございます。その上で、しっかりと前後関係、文脈というものを把握した上で、東京都に報告をしていくと。東京都でも別途、私どもがやるのとは別に、また時期を違う時期に設定して、校長とご本人を呼んで聞き取りをするということも併せてやっているところでございます。

○高橋（し）委員

行き過ぎた指導はなかったというお話だったので、不適切な指導レベルだと、東京都に上げる、あとは東京都の判断でしょうけれども、そういった対応が必要なレベルまでは、令和5年度はそこまではなかったのかということの一つ。もう一つは、教員に対する指導とかのお話は理解しました。

一方、被害というか、対象になった児童や生徒たちに対しては、どのような形のフォローがなされているのかをお尋ねします。

○中谷指導課長

先ほど、実際に事故のレベルで起きてしまった対応、個別のアプローチということでご案内しましたけれども、今回ご報告させていただいているものは、そこまではなかったということ、まずお伝えさせていただきたいと思います。

あと、2つ目のご質問で、お子さんに対してどういうフォローをしているかということですので、こういったことが起きてしまった後も、速やかな心理的な安全を確保するケアというものを重視しております。ですので、学校にはカウンセラーがおり、また、養護教諭もおりますので、そういったお子さんに対しての聞き取りが自然な形でできるように、そこに尽力をするということをお尋ねしております。

ます。

経過観察ということもしておりますので、こういった事例は実際にはないですけども、例えば、お子さんが学校に行き渋りのような形になるというおそれもあるということをおまえ、きちんとそこを防ぐというところをしっかりと見据えて、見守りというところを大人の目でしっかりとやっていくというところに力を入れております。

○高橋（し）委員

このように取組まれているので、体罰の根絶に向けて、今後も一層進めていっていただきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せらく委員

細かいところで恐縮なのですが、今回の体罰の実態把握についても、資料の中に、概要の（２）対象という部分で、校長と教職員が含まれております。この校長・教職員が含まれている理由について伺います。

○中谷指導課長

こういった体罰等の実態把握につきましては、お子さんだけではなくて、周りにいた方々の声もしっかり聴くということを前提にしておりますので、校長と教職員を含めて、学校の中におられる方々からはしっかりと聴くという前提で進めております。

○せらく委員

目撃者からも、証言いただける可能性があるということで、今回の令和５年度の集計の中では、児童・生徒以外の方からも声はあったかというのは、もし分かれば教えていただきたいと思っております。

○中谷指導課長

実際、お子さんからだけではなくて、保護者の方からいただくこともございました。保護者の方が学校に寄せてくださり、学校から私どもに寄せてくださったという事例。それから、教員ご本人がそういった不適切なことをやってしまった後に、管理職にご報告をされて、そして私どもに寄せられたというものもございまして、かなり様々なルートから情報を寄せていただいて、それを集約しているという状況になります。

○せらく委員

私はこの資料を一回見まして、学校における体罰等の実態把握なのですが、教員同士のハラスメントではないのですが、そういったことが考えられるから、校長と教職員が入っているのかなと考えたので、そこではないですか。分かりました。

○中谷指導課長

今回のことに関しましては、お子さんが受けた、例えば肉体的な苦痛だったり精神的な苦痛を、しっかり見逃さず把握していくという趣旨の中で、先ほど申し上げたとおりなのですが、学校の中におられるお子さんはじめ、校長、教職員を含めて、複数の目をしっかりと、我々としては受け止めていこうということでやらせていただいております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

ほかの委員からの質問で、かなり理解は進んでいるところなのですが、確認なのですけれども、東京都教育委員会が設置する第三者相談窓口寄せられた相談内容は、どのように調査するかというところについて、教えてください。

○中谷指導課長

ご質問としては、集約されるプロセスというところかと思います。

まず、お子さんが書かれた相談シートが、東京都教育委員会が設置しております第三者相談窓口というところに直接届きます。それが、東京都教育委員会から私ども区の教育委員会に情報が寄せられるという状況になっております。それに基づいてといいますか、東京都からのご指示に応じる形で、学校への指導というところをやっていくような扱い、プロセスになっています。その際に、情報の取扱いにきちんと留意しながらやっていくということも、非常に注意を払ってやっているところとなっております。

○山本副委員長

ぜひ情報の取扱いには留意してやっていただきたいと思います。

この前の回答の中で、行き過ぎた指導はないということでしたけれども、不適切な指導が、去年はたしか合わせて7件だったのが、今年度は11件になって、少し増えているのかなというところで、区としてはいろいろと様々な対策を、これまでもとられていて、今も取り組んでいるということなのですが、少し、増えていることに対する認識、分析のお考えはいかがでしょうか。

○中谷指導課長

不適切な指導の増加の要因というところですが、分析としては、中学校はあまり人数としては変わらずで、小学校で増えているという認識を持っております。

小学校は現在、教員の不足の問題とか、なかなか学校経営上、このこととは直接関連はしないものの、環境的に人不足というところもあり、そういったところが関連しているか否かというところは、まだ結論は出ていないところではあります。先ほど申し上げたような、教員が余裕を持って仕事ができるのか、相談相手がいるとか、そういった環境をつくるために、人の補充、教員が担わなくてもいいような仕事を、しっかりと違う方に担っていただくという環境づくりは必須かなと思っております。

直接的な要因であるとはまだ断定できてはいないのですけれども、そういった可能性も含めて、働き方改革をしっかりと進めていきたいと思っております。

○山本副委員長

教員の方々は今、本当に大変な状況ですので、そういった環境づくりを少しでも進めていただきたいと思っております。

それから、こういった指導を受けた子どもたちへのケアというのはとても大事だと思っております。先ほど高橋委員からの質問への答弁で確認ができましたとおり、今回は深刻な状況はないということでしたけれども、不登校や深刻な状況になる子どもたちが出てきたときには、ぜひ子どもの気持ちに寄り添って、ご対応を最大限いただきたいと思っております。これは要望になります。

それからあと、この調査は何年も同じように進めていると思うのですが、一度、行き過ぎた指導や不適切な指導などをやった教職員の方が、また再びやっちゃっているようなケースはないのでしょうか。

○中谷指導課長

私どものほうで、どなたがどういったことをということを行ったかを詳細に把握させていただいてお

りまして、再発というところでのご質問かと思いますが、現時点で、一度ここに名前が挙がってしまった方が、同じことを再びしてしまっているということは確認しておりません。

○山本副委員長

再発しているケースはないということを確認することができて、よかったです。

こういったことが起こらないように、ゼロとなるように、予防、それから実際、取組を進めていただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかに発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について

○こんの委員長

次に、(5) 区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

私からは、区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について報告いたします。資料をご用意いただければと存じます。

こちらは、令和5年度の事案番号5となります、いじめの重大事態の調査についてです。重大事態の認定時期は令和5年10月、いじめの態様といたしましては①番で、下段の枠囲みにあります「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」に該当いたします。重大事態の分類は2号、いわゆる不登校重大事態の事案となっております。校種は中学校、品川区いじめ対策委員会では、令和5年11月17日に諮問を行い、答申日は令和6年3月7日でございました。

調査結果の公表についてですが、家庭に意向を確認したところ、公表は希望しないことについて連絡を受けております。いじめにあった生徒とご家族のご希望ですので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

よろしいですか。

○高橋(し)委員

個別のこのことではないのですが、こういったいじめの重大事態は、今でも何件か積み重なっていると思うのですが、これまでの重大事件の例を鑑みて全体を把握されると、いじめの被害にあった児童・生徒と不登校との関係というのは、深いものがあるのか、センター長が考えている事例などで、不登校につながり、その後もというのが多いということが言えるかどうかだけ、すみません教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

これまで発生報告で、複数校、2号の事案について報告を差し上げているところですが、調査の結果の中で、詳細はお伝えできないのですが、いじめが不登校につながっているのではないかという見解はいただいているところがございます。

○高橋(し)委員

いじめをしたほうの児童・生徒の指導も大事ですけれども、不登校になっているお子さんたちへの指導も、今後しっかりと寄り添って行っていただきたいと思います。これは要望です。

○こんの委員長

ほかにございますか。

○あくつ委員

前回の委員会でも、重大事故の調査結果、発生状況というところでの報告をいただいて、公表については、全て希望なしということで、調査結果について納得がいかない方については、ほかに声を上げる方法はあるのだということが、たしか説明があったと思うのですけれども、公表希望ありとなった場合には、どのようなことを、どのような場で、どのように公表するのか、参考までに教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

調査結果の公表を希望された場合には、個人情報に配慮した公表版という調査結果報告書を改めて作成いたしまして、そちらを、改めてご家庭に、このような形で公表したいということでお示しをいたします。その上で、品川区教育委員会のホームページへの公表をしていくという流れになる。今後希望された場合は、そのような段取りで公表していくこととなります。

○あくつ委員

すみません、私は不勉強で、調べていないのですけれども、今までも調査結果について、公表された内容についてとありましたが、そちらについては、そういった形での公表があった、公表希望が今までも何件かあったということでもよろしかったですでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

令和4年度が一番最初の本区におけるいじめの重大事態の件につきましては、公表を希望されましたので、この結果、この内容でよろしいかということで、ご家庭と連絡を取りながら、一定期間、ホームページにも公表差し上げまして、また、この議会の場でも調査結果、答申書も提供いたしまして、ご覧いただいたという経緯が、これまで1件だけございました。

○あくつ委員

たしか前回の委員会の中で、それとは別に、首長部局へのいじめ相談の窓口にも情報共有はしているというお話でしたけれども、そういったところにも声を上げることができるのだと、たしかご答弁いただいたと思うのですが、公表を希望しないで、そちらに声を上げているとか、そして、たしか複数、そういったことが行われているということをご答弁いただいたと思うのですが、その方たちは公表を希望されなくて、そちらのほうにお声を上げているという認識でよろしいでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

今、あくつ委員からご指摘いただいたとおりで、答申が出た時点で家庭に答申書をお送りさせていただいて、それについての意見書を付して、それを教育委員会から区長に提出いたしておりますので、公表は希望していませんが、意見書だけは添えますという事例につきましては、複数件、これまでもございます。

○あくつ委員

最後に確認させてください。そうすると、当初は希望していなくて、その後の過程の中で、やはりどうしても納得がいかないという方がいらっしゃれば、この公表希望を「希望あり」ということで、後ほど変えるということはできるのでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

調査結果につきましては、国のガイドラインでも、できるだけ支障がなければ公表することが望ましいとされておりますので、後から保護者の方が公表を望まれた場合は、その辺りは教育委員会内部でも検討しながら、なるべくご家庭の意向に沿う形で対応はしていきたいと考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 行政視察について

○こんの委員長

次に、予定表の2の行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会でご決定いただいた所管事務調査の項目や各委員の要望を基に、正副で協議した行政視察の案について、サイドブックに掲載させていただきました。

候補地としまして、まず、京都府京都市で、「学びの多様化学校（不登校特例校）について（京都市立洛友中学校）」、大阪府枚方市で、「ICT機器と学校教育について」「学校における働き方改革について」「子ども見守りシステムについて」、大阪府富田林市で、「若者拠点施設T o p i c（富田林市きらめき創造館）について」「とんだばやし子ども食堂・居場所づくり運営支援ネットワークについて」、以上を視察先の候補として考えております。

視察先の候補および調査項目につきましては、今期の所管事務調査項目、委員からの要望のほか、過去の文教委員会の行政視察の調査項目など、様々な観点から検討して、正副で案をまとめてまいりました。よろしければ、これより先方との具体的な調整に入りまして、次回の委員会で最終的に決定してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、先方と調整に入りまして、次回の委員会において改めて正副案をお示しし、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、先方との調整次第では、候補地、それから調査項目などを含め、行程案を練り直すこともございますので、その点も含めて正副にご一任いただけましたらと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。

以上で本件を終了いたします。

3 その他

○こんの委員長

次に、予定表の3のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○飛田子育て応援課長

私からは、机上配付となりましたが、子育て世帯お米支援プロジェクトの進捗状況についてお知らせいたします。

1、事業の目的、2、事業概要につきましては、先日の補正予算時にご説明した内容と変わりはありません。

ません。

3番の7月25日現在の申込状況です。申込件数が5,151件、対象の子どもの数が7,933人分のお申込みがありました。

4、予算の対応ですが、6月補正分の予算では不足となりますので、不足分につきましては、8月5日の申込締切後に予算流用で対応いたします。

○こんの委員長

報告が終わりました。本件につきまして、特にご確認等がございましたらご発言願います。

○あくつ委員

率直に言って、かなり反響があるのかなと。初めての事業で、どれだけの方がお申込みになるのかということは、私もこの間、ずっと注視をしてみましたが、ご用意いただいた5,000件については、既に上限を超えていると。5,000人分が既に8,000人分ぐらいになっているということで認識を改めました。

もし分かればですけれども、これは7月25日現在で7,933人分になっていますが、それからもう4日たっていますけれども、8月5日まで、まだ締切りが1週間以上ありますが、現段階でどれぐらいのお申込みがあるのか教えてください。

○飛田子育て応援課長

一番最近というか、今日の9時現在のところだと、申込数が5,597件です。人数にしますと、8,590人となっております。

○あくつ委員

すみません、少し長引いてしまいますが、幾つか確認をさせてください。

これは夏休みのお子様のプロジェクトなのですが、ホームページを拝見すると、配付時期については、既に、7月20日以降に申込みをされた方については、お米配付が9月以降となる見込みですとなっております。そもそも10トン、5,000人分用意していて、申込みが7月16日から始まって、20日以降の申込みはということであると、7月の16・17・18・19日の4日間で5,000人分を超えたという認識でよろしいのでしょうか。

○飛田子育て応援課長

その認識です。

○あくつ委員

そうすると、8月5日まで、あと残り1週間ありますけれども、ますます申込みがあると。私は申込みをしていただいたほうがいいのかなと思っています。

その中で、今、米不足と物価高騰、お米の値段も上がっているという中で、福井県坂井市からのご厚意でお米を、ご用意していただいていると思うのですが、追加のお米についてはどのような形になるのか、坂井市からご提供いただけるのか、それとも別の方法なのか。予算については流用するとあるのですが、できるからやっているのでしょうか、そもそも対応できるのか、大丈夫なのかというところを確認させてください。

○飛田子育て応援課長

お米の今後の対応ですが、今、坂井市と同じく連携をしております高知県にも、同じく問合せをしているところで、追加購入を進めていきたいと考えております。

○あくつ委員

最後になりますけれども、坂井市、高知県ということなのですが、品川区にもお米の組合等がありますが、そういったところには、お声とかはかけないのでしょうか。

○飛田子育て応援課長

実は区内でも業者を探したのですが、これだけ大きな、まとまったお米の量に対応するところがない状況になりましたので、米どころのほうからと考えております。

○あくつ委員

今回は貧困対策ではなくて、いわゆる夏休み中、給食がないお子さんたちに、たくさんご飯をおなかいっぱい食べていただくということが、まず第一の目的であって、その中には困ったご家庭もあるであろうという目的でやっていると思います。恐らく区役所側も、私も、思った以上の反響があるなと思っていますし、私自身はチャレンジングで非常にいい事業だと思っていますので、また引き続き、お米の手配は本当に大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

1点だけ、すみません。前回委員会で、児童・生徒が取りに行くということになっていたと思うので、それが変更していると思われるので、その経緯をお聞かせいただければと思います。

○飛田子育て応援課長

基本的には児童が取りに行くというところは、もちろんそうしていただければと思うのですが、この暑い中、また小学校1年生で2kgとなると、結構な重さになります。そういうところでは、親子で一緒に取りに来ていただく、各ご家庭の事情もありますので、そこは柔軟に対応させていただくということでございます。

○西村委員

このご案内を、申込みの段階でどのように伝えているのかだけ教えていただけていいですか。「子どもが来てください」なのか、そうではなくて、どのように柔軟に対応できると記載されているのか。

○飛田子育て応援課長

ホームページにも、申込みのところにも書いてありますけれども、お子様でも、また保護者でもというところで、どちらでも対応できるということで書いてあります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

今の西村委員の質問のところの確認なのですが、前回の説明の中では、基本的にはお子さんに来ていただいて、児童センターで、そのご様子をしっかりと拝見して、何か課題があるようであれば、今後行政につなげていくようなところが、一つの目的でもあるという説明で、基本的にはお子様に来てくださいというご案内はしているのか、それとも、お子様でも保護者の方でも、どちらでも結構ですというご案内をしているのか、その辺りのニュアンスをもう一度、ホームページ等では確認できないので、その点について教えてください。

○飛田子育て応援課長

あくまでも基本的には、お子さんが来てほしいという思いです。ただ、そうはいつでも、ご家庭の事情等ありますので、そこところは柔軟に、どちらでも対応しております。

○あくつ委員

ごめんなさい、私の質問の仕方が悪かったと思うのですが、ご案内については、お子様がお越しくださいというご案内をしているのか、それともその上で、お子様が来てください、それでも事情がある方は、保護者が来てくださいというご案内をしているのか、そこだけもう一回確認させてください。

○藤村子ども育成課長

今のご質問の中身のところなのですが、今、申込の受付をした段階ですので、今後、お米を受け取りに来てくださいというご案内を再度差し上げる形になります。その中で、対象のお子さんは児童センターに行って、事務室の職員に受け取りの件をお伝えくださいというご案内を差し上げます。そのときに、どうしてもお子様がお越しいただくのが難しい場合は保護者の方がいらっしゃってもという形でのご案内差し上げますので、ベースとしては、お子様がいらっしゃるという形でございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

このお米支援なのですが、所管がこちらでやられているのですが、対象が小学校・中学校の子どもということで、教育委員会とどのように協力して周知をしたのか、それともしていないのか。

なぜそのことを言うかという、学校からの一斉メールでこの知らせを聞いたという方もいれば、そういうものが来ていない、口コミで知ったという方もいるので、どのような形で在校生に通知するようにと、こちらの所管から、何か連携してやったのか、それとも学校独自にそういうことをしたのか。協力体制になっていないという意味ではありませんが、その辺の連携について説明していただければと思います。

○飛田子育て応援課長

一応今回、子どもたちも、タブレットでも申込みができるようなことになっております。そのところは、学校によってはその辺を直接説明してくれたところもあると聞いておりますので、各学校対応かなと私どもは思っています。

○高橋（し）委員

学校対応かなではなくて、学校のほうに、こういうのがあるからとお話をされたのか、それとも教育委員会が、そういうのは学校独自でそれぞれやってくださいと言ったのか、その辺がどのようになっているのかということをお尋ねしたい。やっていないとかという意味では全然なくて、どうやってそういうのが伝わったのかということを知っておきたいということです。

○飛田子育て応援課長

学校と、また町会もそうなのですが、それぞれ我々から直接、その町会とかにお願いするわけではなく、などから協力いただいております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件については終了いたします。

そのほか、その他で何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時27分閉会